

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について
(組織改定に伴う変更等)

平成 20 年 6 月 27 日

原子炉等規制法(※1)に基づき、平成20年6月2日に行った原子炉施設保安規定(※2)の変更認可申請について、本日(6月27日)、国より認可書(平成20年6月23日付け認可)を受領しました。

今後も、これまでと同様に保安規定を厳正に遵守し、浜岡原子力発電所の安全・安定運転に努めてまいります。

(平成20年6月2日の申請内容については、[こちら](#)を参照)

※1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。

※2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。

以 上